

南丹市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画について

1. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

本計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」の2計画を一体のものとして策定した計画です。

また、「介護保険事業計画」については、その第6期～第9期の計画について、“2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築”を実現するための「地域包括ケア計画」としての位置づけも併せ持つものです。

老人福祉法 第20条の8第1項
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法 第117条第1項
市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

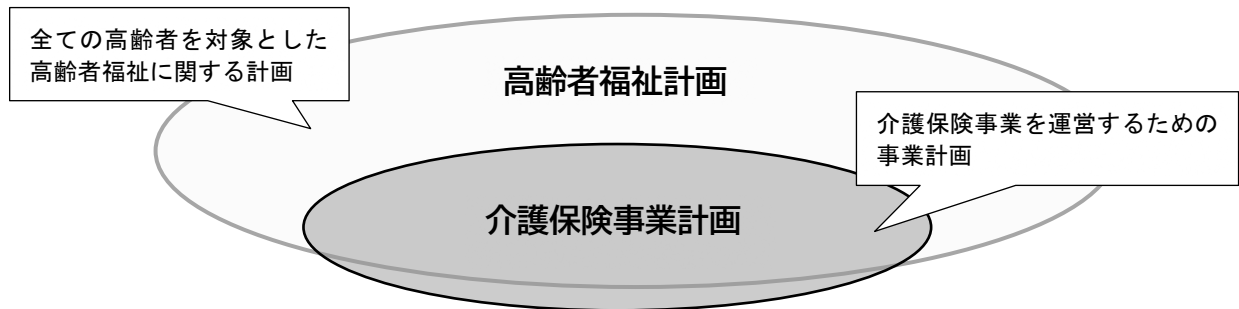
※令和5年に「**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**」が成立し、これに伴い、令和6年に「**認知症施策推進基本計画**」を閣議決定しています。

本市では、これまでも認知症に関する施策に取り組んできましたが、国の動向を踏まえ、第10期計画においては「**認知症施策推進計画**」を包含した計画を検討しています。

2. 計画の役割

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する総合的な計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにし、その推進方策を示す介護保険運営のもととなる事業計画です。

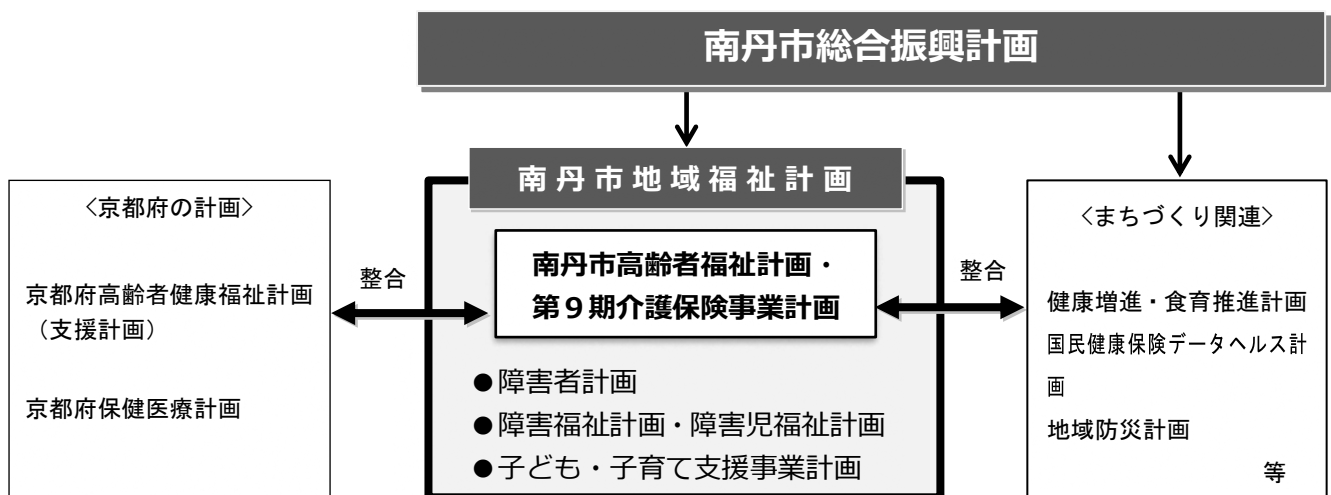


3. 市の計画体系における位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第2次南丹市総合振興計画」（平成 30（2018）年度～令和 9（2027）年度）におけるまちづくりの理念を踏まえた、高齢者福祉分野の個別計画にあたります。

「南丹市地域福祉計画」との整合を図り、地域における高齢者福祉事業全般に関する計画として位置づけるものです。

また、本市における他の福祉関連計画や健康づくり、防災、府などの関連分野における個別計画等と整合を図った計画として策定します。



■ 介護保険事業計画の国の基本指針について

- 基本指針は、都道府県・市区町村が作成する介護保険事業計画のガイドラインとなるもので、次の内容について定めています。
 - ①サービスを提供する体制の確保、地域支援事業の実施に関する基本的事項
 - ②サービスの種類ごとの量の見込みとそれを定めるにあたって参酌すべき基準
 - ③その他計画の作成に関する事項
 - ④その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 第 9 期介護保険事業計画の基本指針では、基本的な指針の内容のほか、計画策定に際して、特に次の記載を充実させることとされました。
 - ・介護サービス基盤の計画的な整備
 - ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ・地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

4. 介護保険事業計画の策定サイクル

- 介護保険事業計画は3年を1期とする計画で、国が示す基本指針や各地域の実情を踏まえた上で、3年に一度見直しが行われます。
- 国では、介護保険制度に関して「社会保障審議会介護保険部会」において議論を進め、各期の介護保険事業計画の策定を前に、指針を示します。
 - ※第10期基本指針案の提示は、令和8年7月頃の見込み
- 各自治体（保険者）においては、令和7年度中に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査等の各種実態調査を実施し、住民意向の把握やサービス提供体制の検討を行い、令和8年には第10期の計画策定を進めることになります。

表：介護保険事業計画の期間と制度改正に係る流れ

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
介護保険事業計画の期間	第9期 介護保険事業計画			第10期 介護保険事業計画		
制度改正等のスケジュール		社会保障審議会 における議論	制度改正の 準備	制度改正の施行		

参照：第10期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会 資料1「第10期介護保険事業（支援）計画の作成準備について」3ページ

介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする**当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画**を定めるものとする。

目的1：サービス見込み量と保険料の設定

目的2：地域包括ケアの推進

第1期～第5期

第6期～第9期

基本指針改正

第10期～

◎第10期計画では、基本指針の改正に基づき、以下の視点を踏まえた策定が必要

- 介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計
- 地域の分類に基づくサービス提供体制の確保
- 医療・介護連携の推進
- 高齢者向け住まいの設置状況等の勘案
- 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等
- 認知症施策の推進

◎計画策定の基本的な流れはこれまでと同様

◎基本指針を受けた推計や各情報の反映のために各種ツールを活用してほしい

5. 令和8年度 計画策定委員会の開催スケジュール（予定）

時期	会 議	主な開催テーマ（例）
令和8年 7月	第1回委員会	◇第9期計画（R7年度）の評価報告について ◇第10期計画の概要について
10月	第2回委員会	◇第10期計画骨子案について
12月	第3回委員会	◇第10期計画素案について ◇パブリックコメントの実施について
令和8年 12～1月	パブリックコメント	
2月	第4回委員会	◇パブリックコメントの結果について ◇計画原案について ◇第10期介護保険料について ◇第9期計画進捗状況（R8年度中間）報告について
3月	『南丹市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画』策定	

※ただし、国の動向や作業の進捗等により、開催時期が変更となる場合があります。